

患者さんの権利

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）高岡ふしき病院は、患者さんの以下の権利を守り、患者さん自身が望む最良の人生が実現できる医療の提供に努めます。

1. 良質な医療を受ける権利

当院が提供し得る最善の医療を受ける権利があります。

2. 医療について情報を得る権利

治療や検査などの必要性、危険性、他の治療方法の有無などについて、理解しやすい言葉や方法で納得できるまで十分な説明と情報の提供を受ける権利があります。

3. セカンドオピニオンを受ける権利

自らの診療情報の開示や他院を含め他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。

4. 自己決定の権利

患者さんには、治療や検査方法を選定し、又は望まない医療を拒否する権利があります。しかし、個々の患者さんのさまざまな理由で自己決定が十分に行えない場合には、助言を受ける権利があります。

5. 秘密が守られる権利

患者さんのプライバシーを守る権利は厳正に取り扱われます。すなわち、個人情報 は保護され、私生活がみだりにさらされることはありません。また誤って管理されている個人情報は削除・訂正を求めることができます。

6. 障害をもった方の権利

障害をもった方の人権を尊重するための合理的配慮の実施に努めます。またこれに関係する説明の義務をつくします。

こどもの患者さんの権利（できること）

1. あなたは、ひとりのひととして大切にされ、病気や障害などで差別されることがなく、自分らしく生きることができます。

2. あなたは病院であなたにとってよいと思われる治療を受けることができます。

3. あなたは、病気や治療について、わかりやすい説明を受けることができます。

4. あなたは、自分のきもちやかんがえを家族や病院のひとにつたえることができます。

5. あなたがほかのひとに知られたくない秘密はまもられます。

患者さんの責務

1. 患者さんは、過去の病歴、薬歴、入院歴、家族の病歴その他現在の健康状態に関する事項について、正確な情報を医師・看護師などの医療従事者にお伝えください。医師・看護師などの医療従事者に誤った情報が伝えられると、適切な治療ができない場合があります。
2. 患者さんは、医師・看護師などの医療従事者の説明を理解するように努め、患者さん自身が同意した治療にはご協力ください。治療方針等に疑問がある場合や、その変更を希望する場合は、主治医とよくご相談のうえ、明確な意思表示をお願いします。
3. 患者さんの診療・検査や病院施設のご利用等に関しては、特段の事情がない限り、医師・看護師などの医療従事者や病院職員の指示、指導に従っててください。
4. 患者さんは、すべての患者さんが適切な医療を受けられるよう、病院の規則や社会的ルールを遵守し、他の患者さんの迷惑になるような行為はお止めください。
5. 患者さんは、医師・看護師などの医療従事者や病院職員に対し、暴力、暴言、セクハラ、診療の妨げとなる迷惑行為（大声を出す、長時間の居座り、喫煙等）は厳に慎むようお願いいたします。
6. 医療費は遅滞なくお支払いください。

上記の責務を遵守いただけない場合には、当院での診療をお断りさせていただく場合があります。特に、暴力、暴言等が目に余る場合には、警察に通報することもありますので、ご了解ください。

また、患者さんのご家族等が、上記の患者の義務の趣旨に反する行為をされた場合も、当院での診療をお断りさせていただく場合や、ご家族の病院への立ち入りをお断りさせていただくこともあります。

医療は、病院と患者さんの協働作業であり、病院と患者さん相互の信頼があって初めて成立するものです。適切な医療が実施できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。